

令和3年度 当初予算（案）

主な事業の説明書

市民部

.....目

次.....

款	項	目	大事業	ページ
3	1	8	80 医療給付扶助費	3 - 1
4	1	7	61 浄化槽設置整備事業費補助金	3 - 2
4	2	1	21 一般廃棄物最終処分場廃止事業費	3 - 3
7	1	5	12 消費生活相談対策事業費	3 - 4
			国民健康保険事業特別会計	3 - 5
			後期高齢者医療特別会計	3 - 6
			太陽光発電事業特別会計	3 - 7

事 業 説 明 書

3 款 1 項 8 目 80 事業

(施策の大綱) 出会い・結婚・子育ての充実

(施策) 育児支援の充実

(基本事業) 子育て支援体制の充実

継続

課所名：市民部 保険年金課

『事業名』 **医療給付扶助費**

【R3年度】 **704,111 千円** 【R2年度】 **702,248 千円** 【増減額】 **1,863 千円**

※R3年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
	285,041		26,810	392,260

※ 福祉医療高額療養費戻入 2,000
 ※ 後期高齢者医療高額介護合算療養費戻入 5,000
 ※ 福祉医療費返還金 3,000
 ※ 地域福祉振興基金繰入金 16,810

1. Plan (計画：事業の目的及び目標)

乳幼児・小中学生及び高校生等（18歳年度末までの方）、ひとり親家庭の児童、心身障がい（児）者、指定難病医療・小児慢性特定疾病の方を対象に、心身の健康保持や生活安定、子育てしやすい環境づくりを目的に、医療費自己負担分を全額助成する。

2. Do (実行：これまでの実績と成果)

県制度や市単独拡大分に該当する対象者に対して、福祉医療費受給者証を交付し、医療費の自己負担分について全額助成を行ってきた。令和2年8月から、乳幼児・小中学生区分における市所得制限を撤廃するとともに、高校生等への助成を市単独で開始した。

3. Check (評価：問題と課題)

医療費自己負担分の全額助成は、対象者及びその家族の心身の健康保持や生活の安定、子育てしやすい環境づくりの推進を図るために有効な手段である。

4. Act (改善：今後の方向性とR3年度事業の概要)

県補助対象事業に加え、市単独拡大分(乳幼児・小中学生区分における所得制限の撤廃、高校生等までの子どもと指定難病対象者等の医療費全額助成)事業を継続実施する。

① 県制度と市単独拡大分に該当した対象者に福祉医療費受給者証を交付し、医療費の自己負担額を全額助成する。

対象区分	対象者数	1人当たり医療費	積算額
高 齢 身 障	229 人	134,641円	30,833千円
重 度 心 身	996 人	167,380円	166,711千円
母 子 家 庭 児 童	851 人	25,527円	21,724千円
父 子 家 庭 児 童	112 人	24,419円	2,735千円
後 期 高 齢 身 障	909 人	68,054円	61,861千円
後 期 高 齢 心 身	1,932 人	81,362円	157,191千円
乳 幼 児 ・ 小 中 学 生	7,140 人	30,288円	216,256千円
高 校 生 等	1,550 人	30,000円	46,500千円
小 計	13,719 人	51,302円	703,811千円

② 指定難病・小児慢性特定疾病医療費の自己負担額を償還払いで全額助成する。

対象区分	対象者数	1人当たり医療費	積算額
指定難病・小児慢性特定疾病	20 件	15,000円	300千円
小 計	20 件	15,000円	300千円

予算額合計 ①+②	704,111千円
------------------	------------------

<参考> 県補助額 285,041千円 = 補助対象額 570,082千円×50% (補助率) 【乳幼児・小中学生・ひとり親・障がい者】

- | | |
|--------------------------------|---|
| 市単独拡大分
(乳幼児・小中学生
及び高校生等) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得制限の撤廃 (県基準は所得制限あり) ・ 対象年齢の拡大 (県基準は中学生まで) ・ 1歳の誕生日の翌月から1医療機関あたり1ヶ月千円を上限として、本来負担すべき医療費の半額を自己負担することとなっている部分を全額助成。(市県民税所得割課税世帯) |
|--------------------------------|---|

事 業 説 明 書

4 款 1 項 7 目 61 事業

(施策の大綱) 上下水道等の整備

(施策) 生活排水処理対策の推進

(基本事業) 浄化槽の整備推進

見直し

課所名：市民部 生活環境課

『事業名』 浄化槽設置整備事業費補助金

【R3年度】 52,421 千円 【R2年度】 55,775 千円 【増減額】 △ 3,354 千円

※R3年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
15,938	15,938			20,545

1. Plan (計画：事業の目的及び目標)

公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域外において、公衆衛生の向上及び良好な生活環境の確保を図り、併せて公共水域の水質保全に資するため、補助金を交付することにより、短期的に着実な整備を図ることができる合併処理浄化槽の整備を促進することを目的とする。

令和3年度末目標

- ①普及率 17.2% (＝処理人口 13,772人 / 住民基本台帳人口 79,930人)
- ②進捗率 54.4% (＝処理人口 13,772人 / 計画処理区域内人口 25,307人)

2. Do (実行：これまでの実績と成果)

合併処理浄化槽処理区域内において、トイレ等の水洗化を支援することにより、生活排水による公共水域の水質汚濁が防止されている。

○合併処理浄化槽の設置状況推移 (単位：%、人、基)

年度	普及率 (①/②)	進捗率 (①/③)	処理人口①	住民基本 台帳人口②	計画処理 区域内人口③	設置基数
平成29年度	17.0	53.6	14,016	82,468	26,164	110
平成30年度	16.5	51.8	13,352	81,144	25,792	115
令和元年度	17.1	54.1	13,702	79,930	25,307	101

3. Check (評価：問題と課題)

毎年一定程度の設置があるものの、造成地等の新築住宅への新規設置が多く、単独処理浄化槽からの転換が進まず課題となっている。

4. Act (改善：今後の方向性とR3年度事業の概要)

補助金の交付要件を見直し、新築について市嵩上げを廃止し、汲み取り及び単独処理浄化槽からの転換を対象に嵩上げ補助する。引き続き、国の補助制度を活用し、合併処理浄化槽への転換を促進する。

○令和3年度事業概要 (単位：千円、基)

人槽区分	基準額 ①	基準額内訳			市 嵩上分 ②	補助額 (嵩上後) ①+②=③	設置 基数 ④	予算額 ③×④	予算額内訳	
		国	県	市					基準額 ①×④	市嵩上分 ②×④
5人槽 (転換・市内業者)	352	117	117	118	59	411	17	6,987	5,984	1,003
5人槽 (新築)	352	117	117	118	0	352	42	14,784	14,784	0
7人槽 (転換・市内業者)	441	147	147	147	73	514	48	24,672	21,168	3,504
7人槽 (新築)	441	147	147	147	0	441	12	5,292	5,292	0
10人槽 (転換・市内業者)	588	196	196	196	98	686	1	686	588	98
10人槽 (新築)	588	196	196	196	0	588	0	0	0	0
合 計							120	52,421	47,816	4,605

※国・県・市は基準額の3分の1を補助する。転換を市内業者が施工した場合は、市負担分の2分の1を嵩上げし補助する。

事 業 説 明 書

4 款 2 項 1 目 21 事業

(施策の大綱) 衛生環境の整備

(施策) 排出抑制と適正処理

(基本事業) 一般廃棄物最終処分場の廃止

継続

課所名：市民部 生活環境課

『事業名』 一般廃棄物最終処分場廃止事業費

【R3年度】 8,023 千円 【R2年度】 7,380 千円 【増減額】 643 千円

※R3年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
				8,023

1. P l a n (計画：事業の目的及び目標)

市内7カ所の一般廃棄物最終処分場の廃止に向けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に規定されている廃止に係る基準を満たし、周辺環境の保全に配慮した閉鎖整備を実現する。

2. D o (実行：これまでの実績と成果)

一般廃棄物最終処分場の廃止にあたっては、廃止基準に適合する整備工事を実施する必要があることから、平成26年度に実施した廃止に向けた基礎調査の結果に基づき、平成27～28年度（2カ年事業）に大曲、中仙、北檜岡の3箇所の処分場に係る閉鎖整備計画の策定を行った。
平成30年度に大曲、中仙処分場の閉鎖整備工事が完了し、埋立処分終了届を県へ提出した。
令和元年度から2カ年に渡る大曲、中仙処分場の廃止確認モニタリングが終了した。

3. C h e c k (評価：問題と課題)

「一般廃棄物最終処分場廃止事業計画」に基づき、維持管理経費が大きい大曲、中仙処分場を先行廃止していく。残りの5処分場についても計画に基づき事業を実施していくが、今後必要となる大曲、中仙処分場の水処理施設の解体を含め、計画的に事業実施する必要がある。

4. A c t (改善：今後の方向性とR3年度事業の概要)

○今後の方向性

7箇所の処分場のうち、先行廃止する大曲、中仙の2処分場について、廃止確認申請手続きを行う。

廃止申請の際、追加で水質等の検査が必要となる場合に備えて一定の検査手数料を確保し、また、廃止決定後の水処理設備等停止に向けて、浸出水排水のための軽微な工事を実施する。

処分場を廃止するにあたって必要となる措置等を鑑みながら、廃止事業計画及び公共施設等総合管理計画を見直し、計画に基づき残りの処分場も順次廃止していく。

【令和3年度事業の概要】

○大曲、中仙処分場の廃止確認申請及び廃止決定後の措置に関する経費

	事 業 概 要	事業費
大曲	○廃止決定までの通常の法定水質検査（放流水、地下水等）及び追加検査が必要となった場合の予備的経費	3,937千円
	○廃止決定後、設備停止後に浸出水を排水するための工事	124千円
	○除雪委託料（予備的2回分）	235千円
中仙	○廃止決定までの通常の法定水質検査（放流水、地下水等）及び追加検査が必要となった場合の予備的経費	3,284千円
	○廃止決定後、設備停止後に浸出水を排水するための工事	443千円

事 業 説 明 書

7 款 1 項 5 目 12 事業

(施策の大綱) 安全・安心体制の充実

(施策) 防犯体制の強化

(基本事業) 消費生活相談対応の強化

継続

課所名： 市民部 生活環境課

『事業名』 消費生活相談対策事業費

【R3年度】 3,213 千円 【R2年度】 3,142 千円 【増減額】 71 千円

※R3年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
	201			3,012

1. P l a n (計画：事業の目的及び目標)

年々複雑化する消費者トラブルと、それに伴う相談内容の多様化に対応するため、専門の相談窓口を設置し、相談の早期解決と消費者被害の未然防止に努める。

2. D o (実行：これまでの実績と成果)

◎年々複雑化する消費者トラブルに対応するため、専門相談員を継続雇用し相談窓口の機能強化を図っている。

年度	H27	H28	H29	H30	R1
件数	268	284	301	363	319

【相談の内訳】

- ① ネット等の通信機器関連トラブル 23%
- ② 健康食品・医薬品等のトラブル 13%

【救済金額】

- H30 4,695,483円(40件)
- R1 6,304,720円(70件)

◎消費生活推進員との協働による高齢者向けの啓発活動の実施や、「FMはなび」や市役所のSNSを活用した情報提供及び注意喚起の実施により、被害の未然防止に努めている。

◎「特殊詐欺等電話撃退装置」の無料貸出事業の継続により、高齢者の詐欺被害防止に努めている。

3. C h e c k (評価：問題と課題)

- ・詐欺の手口も巧妙化し、迅速な情報提供が必要である。また、情報に関心を見せない高齢者への情報提供、啓発活動をどのようにしていくのが課題である。
- ・相談内容が複雑化・多様化しているため、より一層の専門的知識を習得し、相談に迅速に対応していく機能強化が必要である。

4. A c t (改善：今後の方向性とR3年度事業の概要)

- 専門相談員配置事業 2,636千円(地方消費者行政強化交付金11千円)
消費者トラブルの早期解決及び未然防止を図るため、相談窓口として専門相談員の配置を行う。また、専門研修の参加を通じて対応力の向上を図る。
- 出前講座等啓発活動事業 562千円(地方消費者行政推進交付金190千円)
高齢者の詐欺被害防止の為、理解しやすい出前講座や、家族や見守りの人による声かけも重要であることを周知していく。
また、大仙警察署と連携して「FMはなび」や市役所のSNSを今後も活用して情報の拡散や注意喚起を実施する。
- 特殊詐欺等電話撃退装置の無料貸出事業 15千円
大仙警察署と連携して実施している「特殊詐欺等電話撃退装置の無料貸出事業」に関して、貸出期間を見直ししたが不審電話が継続しているようであれば、更新を認め柔軟に対応していく。

事 業 説 明 書

(国民健康保険事業特別会計) 款 項 目 事業

(施策の大綱) 社会保障の充実

(施策) 国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金

(基本事業)

継続

課所名：市民部 保険年金課

『事業名』 国民健康保険事業特別会計

【R3年度】 8,044,311 千円 【R2年度】 8,460,759 千円 【増減額】 △ 416,448 千円

※R3年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
	5,908,956		632,512	1,502,843

※一般会計繰入金 628,329

※諸収入 等 4,183

1. Plan (計画：事業の目的及び目標)

市民の疾病や負傷、死亡、出産に関する保険給付を行うとともに、特定健康診査・特定保健指導、人間ドック助成等の保健事業により、病気の早期発見、早期治療に努め市民の生活安定と福祉の向上を図る。

2. Do (実行：これまでの実績と成果)

被保険者の保険給付を適正に行い、特定健康診査・特定保健指導及び人間ドック助成等保健事業の実施が、病気の早期発見、早期治療の役割を担うなど、医療費の適正化が図られてきた。

3. Check (評価：問題と課題)

被保険者1人当たりの保険給付費は、高齢化により年々伸び続ける一方、加入者は減少傾向で年金収入だけの高齢者や無職者を多く含むなど、保険給付に見合う財源の確保が難しい状況にある。こうしたことから、平成30年4月から国保事業の県単位化が施行され、秋田県が国保財政の運営責任主体となり、市町村は窓口業務を中心に資格管理、給付業務、国保税の賦課・徴収を継続して担っている。今後も秋田県と連携し、安定した国保事業の推進が必要である。

4. Act (改善：今後の方向性とR3年度事業の概要)

○国民健康保険税の試算条件

- ・課税所得額見込み 令和2年11月19日現在の87.93%で試算
- ・税率 現行税率を利用
- ・被保険者数見込み 16,359人(令和元年度実績見込比4.4%減)

○被保険者の疾病及び負傷等に関して主に次の保険給付を行う。

区 分		R2年度(見込み) 1人当たり保険給付費	1人当たり保険給付費 伸率見込	R3年度 1人当たり保険給付費	R3年度 予算額
一 般 被 保 険 者	療養給付費	289,433円	70歳未満 2.69% 70歳以上 1.03%	301,734円	4,936,073千円
	療養費	2,361円		2,442円	39,946千円
	高額療養費	44,060円		45,256円	740,349千円

- ・出産育児一時金 (件数) 30件 (予算額) 12,600千円 ※1件当たり420千円支給
- ・葬祭費 (件数) 150件 (予算額) 7,500千円 ※1件当たり50千円給付

○県単位化にともなう国保事業費納付金を秋田県の算定結果に従い、2,024,530千円を計上。

○被保険者の生活安定と福祉向上のため、特定健康診査・特定保健指導、人間ドック助成等の保健事業費86,762千円を計上。その内、特定健診受診率向上を図るため、人工知能を用い、未受診者の状況に応じた受診勧奨を実施する特定健診受診率向上支援事業費4,895千円を計上(特別調整交付金活用→助成限度額9,000千円：助成率10/10)。

事 業 説 明 書

(後期高齢者医療特別会計)

款 項 目 事業

(施策の大綱) 社会保障の充実

(施策) 国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金

(基本事業)

継続

課所名：市民部 保険年金課

『事業名』 後期高齢者医療特別会計

【R3年度】 993,828 千円 【R2年度】 957,338 千円 【増減額】 36,490 千円

※R3年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
			993,827	1

※後期高齢者医療保険料 667,315

※一般会計繰入金 等 326,512

1. P l a n (計画：事業の目的及び目標)

高齢者の医療の確保のため、75歳以上および一定の障がいがある65歳以上の方を被保険者として、保険給付、保険料の徴収管理を行う。

2. D o (実行：これまでの実績と成果)

広域化による財政の安定化を図るため、県内全市町村で構成する秋田県後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事業の推進を図っている。

市町村は、保険給付に関する各種申請の受付や各種相談等の窓口業務、被保険者証の発行、保険料の徴収、広報等による制度周知を行っている。

3. C h e c k (評価：問題と課題)

被保険者が安心して必要な医療を受けるためには、市と広域連合が連携して適切に資格や給付、保険料の徴収管理をすることが必要である。

今後も、制度改正による変更内容等の周知徹底を図るとともに、被保険者以外の方も含め、制度への理解を深めてもらうことが必要となる。

4. A c t (改善：今後の方向性とR3年度事業の概要)

各種申請受付や保険料の徴収管理を、法令に基づき適正に実施する。

被保険者が高齢者であることを踏まえ、制度の周知や被保険者からの相談受付等、きめ細やかな行政サービスを行う。

○管理事務費 5,563千円
(被保険者の資格管理に関する業務、医療給付の申請に関する業務)

○徴収費 2,661千円
(保険料の徴収に関する業務)

○秋田県後期高齢者医療広域連合納付金 963,327千円
・保険料等負担金 667,328千円
・保険基盤安定負担金 295,999千円

事 業 説 明 書

(太陽光発電事業特別会計) 款 項 目 事業

(施策の大綱) 自然環境の保全

(施策) 環境保全・環境美化

(基本事業) 新エネルギー導入の推進

継続

課所名：市民部 生活環境課

『事業名』 **太陽光発電事業特別会計**

【R3年度】 115,832 千円 【R2年度】 113,615 千円 【増減額】 2,217 千円

※R3年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
			115,832	

※売電収入 115,464
 ※温暖化対策基金繰入金 368

1. P l a n (計画：事業の目的及び目標)

地球温暖化対策への取り組み及び太陽光発電設備導入を促進するとともに、市有地の有効活用を図るために大仙市が発電事業者として太陽光発電事業を実施し、環境負荷の小さい地域をつくりあげる。

2. D o (実行：これまでの実績と成果)

○発電実績 (平成27年度～令和元年度)
 累計発電量 13,546,726kWh ※約4,500世帯分の年間電力消費量に相当

○決算状況 (直近4年度) (単位：千円)

項 目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入	売電収入等 ①	133,463	113,070	128,540	141,141
	一般会計繰入金 ②	0	0	0	0
支出	発電施設リース料 ③	104,712	104,712	104,712	104,712
	一般管理費 ④	2,723	2,873	2,765	4,676
収益的収支 ⑤ (①+②-③-④)		26,028	5,485	21,063	31,753
収入	利子等 ⑥	0	2	3	5
収支再差引 ⑦ (⑤+⑥)		26,028	5,487	21,066	31,758
収入	前年度繰越金 ⑧	0	14,103	5,485	17,813
支出	基金積立金 ⑨	11,925	14,105	8,738	17,818
次年度繰越金 ⑩ (⑦+⑧-⑨)		14,103	5,485	17,813	31,753

※固定資産税収入額 累計33,801千円 (一般会計)

○地球温暖化対策基金 令和2年度末残高 (見込) 79,956,631円

3. C h e c k (評価：問題と課題)

施設を適切に管理するとともに、地球温暖化対策基金の有効な活用を図る。

4. A c t (改善：今後の方向性とR3年度事業の概要)

東北電力(株)との売電契約期間は令和17年12月24日まで (単価：36円/kWh 税抜)。発電事業の収益は、地球温暖化対策基金へ全額積立てる。

○令和3年度事業計画 (単位：千円)

項 目		予算額	備考
収入	売電収入	115,464	事業費の財源に充当
	温暖化対策基金繰入金	368	一般会計繰出金と同額
収入合計		115,832	
支出	発電施設リース料	104,713	発電施設の年間リース料
	一般管理費	9,751	保安管理委託料、消費税ほか
	一般会計繰出金	368	電気自動車リース料等へ充当
	予備費	1,000	
支出合計		115,832	

※推定の売電量は3,034,016kWh、売電収入は120,147千円。